

# FC東京UCカード会員特約

## 第1条(名称)

本カードは東京フットボールクラブ株式会社(以下FC東京という)と株式会社クレディセゾン(以下セゾンという)が提携して発行するもので、カード名称はFC東京UCカード(以下カードという)と称します。

## 第2条(入会の方法)

- 1.申込者は、本特約並びにUCカード会員規約を承認のうえ、FC東京を通じてセゾンに申込みものとします。
- 2.セゾンがカード利用を承諾した方を会員(以下会員という)とします。契約は、セゾンが承諾をした日に成立するものとします。

## 第3条(会費の徴収)

会員はFC東京に対して所定の会費および月謝をカードご利用代金と同様の方法で支払うものとします。

## 第4条(会員情報の利用)

会員はFC東京とセゾンの間において、カードの基本的な機能及び付帯サービスを提供するために必要な範囲で、会員の提出した入会申込書・変更届に記載された情報の提供または交換がなされることを承認するものとします。

## 第5条(会員特約の改定および承認)

UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

2020年1月現在